

## ●香川県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜田 恵造

- 1 施行者の名称  
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和30年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成19年香川県告示第177号の事業地のうち、丸亀市土器町東1丁目、2丁目、土器町西3丁目、今津町字皿池、字中原、津森町字高丸、新田町字橋本、字長池道下、字池東、金倉町字上下所、原田町字東三分一、田村町字平池、字池の下、字向又、字道東、字橋の坪、山北町字池田、柞原町字弘友及び字西村の各一部の区域を変更し、金倉町字道上、原田町字西三分一、山北町字原窪、柞原町字上所、字下久保、飯野町西分字川縁及び字大西の各一部の区域を加える。